

ヒアリングノート

◇多摩中央公園維持管理担当部門と図書館本館再整備基本計画について

○都多摩環境事務所事前相談の結果報告（条例、申請など）

○図書館計画敷地の設定と動線・景観・地下埋など基本情報の確認。

○本館再整備と基本計画について中央公園との協調、ふまえるべきこと。

※中央公園の当初設計コンセプトと公園改修にあたっての配慮事項の確認

→ 基本計画案の敷地計画や緑化計画に関する箇所への助言。

今後の進捗にあわせた意見交換や計画内容の調整の確認。

2018.05.16 PM13:00~14:30

場所：東庁舎会議室

出席

○公園緑地課：袖木課長、菊地係長、
浅井主任、岩田主事

○図書館担当：中島本館整備担当課長
笹原企画運営担当主査

○コンサル：寺田

◇検討委員会への伝達項目

◇都多摩環境事務所事前相談の結果報告（条例、申請など）

・図書館設計における、都自然保護条例・第14条緑化計画書の届出の必要性。

→原則として、都市公園内に公共施設を建てる場合は届出の必要なし。但し、予定地が自然地と判断された場合は、開発許可と同等の協議が必要。

→6月に都の視察予定がある。7~8月には自然地かどうかを含めて開発許可と同等の協議の必要の有無について見解が示されるだろう。

・本敷地は、ニュータウン開発による盛り土で人工的につくられたものだが、自然地は、できてから5年以上経過していることがひとつの判断材料であり、本敷地も審査対象ではある。

・開発許可と同等の協議が必要となった場合、対象を敷地だけか公園全体とするかは、多摩市側の判断でよいとのこと。

→ 都条例第47条第5項の開発許可と同等の協議が本件で必要になるかどうか、都の現地確認であきらかになる。基本計画書の敷地条件記載。

◇基本計画検討委員会資料、文案たたき台の説明

○整備予定地の法的な条件などの説明・利用者のアクセスについて説明

・3方向3レベルからの出入りをつなぐパーサージュのある図書館を想像

○本館整備予定地状況図の説明

・地下埋設物、雨水・污水幹線について動かすとしても機能の補完が必要。

○みどり景観について

・大池際の樹林の緑塊の保全・北側の疎林は一定の剪定が必要か。

○北側の斜路について・スロープ代替として、車いすや自転車も乗れる公開的エレベーターが必要と考えている。

○中央公園整備にあたり4つの方針

・「中央公園の緑環境と魅力的景観に積極的な参加をする施設環境創造をめざす。

敷地や屋上など施設緑化、低層建築化、斜路補完設備、など公園に調和する。」

パルテノン的なモニュメンタルな建築でなく、公園と一体の建築整備を目指す。

→ 動線、景観、地下埋設設備の考え方について一致。

→ 北側斜路の廃止に伴う代替の公開的エレベーター設置については、車イスや自転車が乗れることが望ましい。

→ 図書館の建築は公園景観に調和し一体的な形をめざす。

◇公園緑地課との意見交換

○全体を通して

(公園緑地課)

・自然景観と一体となった図書館建築であってほしい。

・高低差のある立地であり、既存の都市施設の排水などとかぶらないで建設することで、建築コストも低減できるかもしれない。

・マント状の樹林も一部大きくなりすぎており、間引きの必要性を感じている。

・パルテノン西駐車場の改修が図書館へのアクセス向上につながる。

・北側斜路の移設や、もしくは北側斜路代替として車椅子や自転車なども乗れる公園機能を補完する公開的なエレベーターの検討が必要と考える。北側斜路代替のエレベーターに関しては、コスト面の他、公園と図書館との管理体制・管理区分の検討が必要。

→ 自然景観といつになった図書館建築を。

→ パルテノン西駐車場改修で図書館アクセスが向上する。

→ 北側斜路代替EVは、公園と図書館との管理体制・区分の検討を要する。

ヒアリングノート

◇公園緑地課との意見交換 つづき

◇検討委員会への伝達項目

○パルテノン西駐車場に関して

(公園緑地課)

- ・パルテノン西駐車場と図書館のつながりに関して、駐車場2Fから図書館に直接アクセスできるなどの配慮が必要ではないか。
- (図書館)
 - ・利用者のアクセス向上に関して、駐車場内のEV設置や駐車場から公園内の動線に庇設置、駐車場1Fから歩道レベルの連続性工事などを検討した結果、歩道レベルの連続性工事が必要性や効果、経費的に現実的と考える。実現に向けてパルテノン改修担当と調整を予定する。

→ パルテノン西駐車場改修で
図書館アクセスが向上する。
一階駐車後の安全な歩道へのルート整備が、効果有効。

○雨水污水幹線の移設について

(図書館)

- ・既設のインフラと雨水・污水幹線に囲まれた敷地を「望ましい建築範囲」という提案だったが、「雨水・污水排水経路盛替えも可」と記載をさせてもらった。
問題ないか?
- (図書館) 図書館建築は、狭い敷地に5階6階と建てるわけにはいかない。その分、各階に人の貼り付けが必要になり人件費がかかってしまうため、なるべく低層が基本。敷地を広くとるために、雨水・污水幹線を移設したり、またいだりするといった提案が設計プロポーザルで出てくる。移設しないことも考えられる。提案の自由度の問題。
- (公園緑地課) 移設はコストがかかるだろうが、機能が補完され、管理面も考えられた提案であれば構わない。

→ 公園インフラ保全について
設計段階で具体的意見交換。

○みどりに携わる市民の意見聴取について

(公園緑地課)

- ・図書館建設にあたり、みどりに携わる市民の意見聴取(みどりの観点から図書館建設への要望の機会)について、計画段階での予定はあるか?
- (図書館)
 - ・基本計画段階では、どこにどう建てるかの詳細までは示されない。プロポーザルで設計業者が選定された後、採用された提案をもとに、みどりに携わる市民との意見聴取を行いたい。

→ 公園のみどり保全について
設計段階で具体的意見交換。

○敷地内のトイレについて

(図書館)

- ・敷地内に位置するトイレについては廃止を検討するということでおよしいか?
- (公園緑地課)
 - ・図書館内に設置されれば良い。開館時間が長くなれば、トイレ利用も長くできるので検討をお願いしたい。

→ 計画地内の公園トイレ廃止
の代替えは図書館施設利用。
運用は設計段階で意見交換。

○東京都の緑化基準と多摩市街づくり指導基準について

(公園緑地課)

- ・市の基準の考え方は、敷地面積の10%以上の緑化で、建蔽率が高い(空地率が低い)地域の場合、屋上緑化を行うなど協議を行う。

→ 都の緑化基準が該当しない場合でも、多摩市まちづくり指導基準の緑化努力義務相当の、しつらえが必要。
詳細は設計段階で意見交換。

ヒアリングノート

◇検討委員会への伝達項目

◇多摩中央公園の当初設計コンセプトと公園改修にあたっての配慮事項

(公園緑地課作成)

多摩中央公園は、1987年（昭和62年）に、多摩ニュータウンのシンボルとしての中心性、象徴性を備えた、文化の薫り高い総合公園として、多摩市を代表する都市公園として開園した。

設計コンセプトは、「さりげない空間の創造・・・ふと気づけばいつもの公園」というもので、

- ・大池や芝生広場などを中心に広がる空間を「レクレーショナルなゾーン」
- ・旧富澤家を中心とした落ち着いた雰囲気の「くつろぎの広場ゾーン」
- ・多摩丘陵の緑を残した「保全ゾーン」
(グリーンライブセンターを含む緑化植物園のゾーン)

大きく3つのエリアをゾーニングして造られている。

そんな多摩中央公園だが、開園から既に30年が経過し、大池やきらめきの池の水浄化設備をはじめ公園施設全般の施設の老朽化への対応や、誰もがより安心・安全かつ円滑に利用するためのバリアフリー化への対応、くわえて大きく成長したみどりの剪定、伐採などを行う必要がある。

改修事業にあたっては、当初設計コンセプトを大事にしつつ、時代のニーズにあった改修を行っていく必要がある。

-公園改修にあたり配慮すべき事項-

- シンボルパークの意識：
多摩市の中心的な公園としての品格と格調を保つ。
- さりげない空間の担保：
計画当初のテーマ「さりげない空間の創造」に配慮する。
- オリジナル・ランドスケープの維持：
長く受け継がれる原風景を維持する。
- 青い「空」、「水」、「みどり」の質の向上：
公園は、空の「あお」、水の「あお」、みどりの「あお」の清冽さを保つべく質の向上を図る。
- 「場」の力の維持：
自然の豊かさを感じさせる大地とみどりで構成される空間を大切にする。施設導入の際は、風景の良好なキャパシティーを越えないよう留意する。

→ 中央公園の開設当初の設計コンセプト及び今後の公園改修にあたっての配慮事項について理解し、基本計画やその後の設計においても尊重して進めてゆく。